

ハラスメント防止のために

みんなで防ごう！ アカ・セク・パワー ハラスメント

アカハラ・セクハラ・パワーハラスメント

アカデミック・ハラスメント(アカハラ)及びパワー・ハラスメント(パワハラ)は、セクシュアル・ハラスメントとは異なり、必ずしも受け手が不快と感じたことがハラスメントの存否の判断基準となるわけではありません。たとえ一つの行為はハラスメントと言うほどではなくても、それが連続、あるいは継続することによって、ハラスメントとなる場合があります。



アカハラ・パワハラ の例

● 職場環境・研究の侵害

- ・ 正当な理由なく、実験機器や試薬などを勝手に廃棄し、実験の遂行を妨害する。
- ・ 正当な理由なく、文献や研究資料を使わせないことで、研究の遂行を妨害する。
- ・ 正当な理由なく、教職員や学生等の研究発表を妨害する。

● 不当な評価や待遇

- ・ 正当な理由なく、就職や他大学への進学に必要な推薦書を一切書かない。
- ・ 本人の望まない退職や、他の研究教育組織への不当な異動を強制する。

● 身体または精神的な侵害

- ・ 学生の論文原稿等の提出物を目の前で破り捨てたり、ゴミ箱に捨てたりして侮蔑する。
- ・ 職務上知り得た教職員や学生等の個人情報などを不当に他の教職員や学生等に告げて回る。
- ・ プライベートなことがらをしつこく聞き、強引に勝手なアドバイスをする。

セクシャル・ハラスメントの例

● 言葉によるもの

- ・ 顔や身体つき等、身体的特徴を話題にすること。
- ・ プライベートな事柄(特に異性関係)について、話題とすること。
- ・ 性的な噂、悪口等を言いふらすこと。
- ・ 外見的、また性的なからかいの対象とすること。

● 行動によるもの

- ・ 食事やデートにしつこく誘うこと。
- ・ 性的な表現を故意に言わせたりすること。
- ・ 身体や衣服に不必要に触れること。
- ・ 通勤の行き帰り時等、送り迎えを強要したり、後をつけたりすること。
- ・ 性的な内容の電話を掛けたりすること。
また、メールや手紙を送りつけること。
- ・ 見返りとして性的な関係を強要すること。
- ・ 性的な関係を断ったことで、不当な扱いや性的な噂を流すなど嫌がらせを行なうこと。

● 行動によるもの

- ・ わいせつな雑誌やグラビア・ポスター等を見えるように置くこと。
- ・ 卑猥な画像を掲示したり、パソコン画面上で表示すること。

こうした行為も要注意！！

相手を不快にさせていることもあります。

『女性だから…』とお茶入れや掃除を強要したり、
『女の子は…』と言った表現を使ったりすること。
反対に、『男性だから…』『男だろ！』と力仕事を強要したりすることも
良くありません。

相手の同意を得ずに写真を撮ることも問題行為です。

ハラスメントを防ぐには…

『そんなつもりではなかった…』ということであっても、相手にとっては精神的な苦痛として感じてしまっていることもあります。

では、加害者とならない為には、どうすべきでしょうか？

● 偏った考え方になっていないか振り返って見ましょう。

『男だから…』とか『女だから…』といった性別による役割意識が、差別的な表現に繋がってしまうこともあります。また、『普通は〇〇にするもの』といった、自身の考え方や感じ方についても、人によって違いがあるものという認識を持つことが大切です。

● お互いの人格を尊重しましょう。

職場の一人ひとりが、自分も相手も、等しく、不当に傷つけられてはならない尊厳や人格を持った存在であることを認識すること。

また、それぞれの価値観、立場、能力などといった違いを認めて、互いを受け止め、その人格を尊重し合うことが大切です。



どの職場でも日常的に行われている指導や注意など、業務上のやり取りが、たとえ悪意がなくとも適正な範囲を超えると、時として相手を深く傷つけてしまう場合があります。

職場の一人ひとりが、職場のハラスメントを見過ごさずに向き合い、こうした行為を受けた人を孤立させずに声をかけ合うなど、互いに支え合うことが重要です。

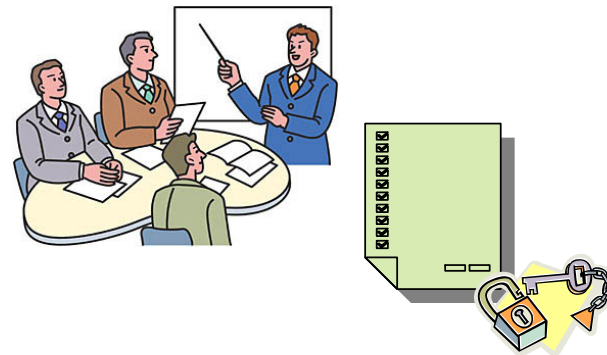


いつでもご相談してください

ハラスメントに関して解決できずに困っていることがあれば、ひとりで悩まずにご相談ください。専門相談員が話を伺い、一緒に解決方法を考えます。本学の構成員の方(学生、教員、職員等)はどなたでも利用できます。

● どこに相談すれば良いの？

本学の相談窓口を利用することができます。相談者のプライバシー保護には充分配慮していますので、安心して相談しましょう。



教職員相談窓口

<学内窓口> 人事部人事課

電話番号 : 03-5876-1702
受付時間 : 月～金曜日 8:30～12:45
13:45～17:00
ただし、祝祭日、6月14日、
8月10日～8月20日、及び、
12月27日～1月6日を除く

<学外窓口> : 森・濱田松本法律事務所 [弁護士 関戸 麦](#) [弁護士 濱 史子](#)

電話・FAX : (TEL)03-5220-1802 (FAX)03-5220-1702

書面 : 〒100-8222
東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング16階
森・濱田松本法律事務所 弁護士 濱 史子

Mail : tus_mhm-helpdesk@mhm-global.com

受付時間 : 月～金曜日 10:00～18:00(メールは24時間受信可能)
ただし、祝日・夏期及び年末年始休暇は除く

学生相談窓口

【東京理科大学】

校舎	窓口	場所	電話番号
葛 飾	学生支援課	管理棟 3階	03-5876-1781
	学生よろず相談室	講義棟 1階	03-5876-1593
神楽坂	学生支援課	9号館 2階	03-5228-8127
	学生よろず相談室	1号館 1階	03-3235-0906
野 田	学生支援課	1号館 2階	04-7122-9145
	学生よろず相談室	9号館 2階	04-7124-2077
長万部	学務係	1号館 1階	01377-2-5111
	学生よろず相談室		01377-2-5544